

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志布志市長 下平 晴行

市町村名 (市町村コード)	志布志市 (462217)	
地域名 (地域内農業集落名)	新橋区 (西馬場3区・駅通り・西馬場1区・馬場・蕨野・東蕨野・前田・射場・松尾・久保園・東野久尾・野久尾・上野久尾・元まこも・まこも・河床・上宮田上・宮田上・西豊留・下豊留・中豊留・井手間・上豊留・狩川・大谷・表・川路3区・川路2区・川路1区・仮屋・草之瀬・東草之瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①農地所有者及び耕作者の高齢化や作物の伝染病等により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。
 ②中山間地域であり、鳥獣被害が課題となっている。
 主な作物:いちご、甘藷、茶、生産牛、馬鈴薯、人参

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物の生産や栽培方法:施設ピーマン、大麦若葉など新たな作物の生産について柔軟に取り組む。
 今後の将来の在り方:地域外からの新たな担い手の受け入れや、規模拡大の意向がある農家や農業生産法人が中心となり、農地の活用を行ってもらい、集積・集約する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	424.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	423.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・中心経営体が担うほか、露地野菜の入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域全体が経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を農地中間管理機構へ貸付をしていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備は完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外からの担い手を受け入れを行うとともに、地域全体でサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣の隠れ場となる耕作放棄地等を農地所有者、耕作者、地域住民と協力体制を確立し管理を行う。また、補助事業を活用し広域的な電気柵の設置などの対策を行う。				